

いつかためになる

法律知識

Vol.13 遺言書の準備



弁護士 井上 航
産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

財産の所有者が亡くなった時には次の所有者を決めなければなりません。一つの方法として、所有者の生前の指示により次の所有者を決めることができます。それが遺言です。法律上の遺言は7種類ありますが、ほとんどが自筆証書遺言か公正証書遺言です。

亡くなった後に本人の真意を確認することはできませんので、遺言書の方式は厳格に定められています。ただし、亡くなる前であれば自由に変更や撤回ができます。

Q 葬儀費用のためにいくらかの預金は残して、財産はほとんど親族に渡ししました。遺言書を書いても意味がないでしょうか。

A 遺言書に書くことで法律上の意味がある事柄(遺言事項)は、遺産の分け方や婚外子の認知などに限定されています。しかし、法律上の効力は別としてそれ以外の事柄を書くことが禁止されているわけではありません。「仏花は〇〇の花をお願いします」「困ったら〇〇さんに相談しなさい」「兄弟姉妹いつまでも仲良く」など、なんでも構いません。

親族や友人に遺したい思いや願いがあるなら、遺言書を書くことには意味があることもあるでしょう。自筆証書遺言は費用がかかりませんが、遺言事項でなければ厳格に考える必要はありません。是非ご自分なりの遺言書を書いてください。

Q 公正証書遺言の作成を考えています。手続と費用を教えてください。

A 公正証書遺言は、公証役場で公証人に作成してもらいます。公証人は元裁判官などベテランの法律家ですので、公正証書遺言は信用性が高く、後

のトラブル防止に効果的です。また、公正証書遺言の原本は公証役場に保管されるので、破棄や改ざんも防止できます。公証役場は福島県内では福島、郡山、白河、会津若松、いわき、相馬にあります。

通常、公証役場を突然訪問してその場で作成するのは難しいため、電話などで事前の相談と予約をしておきましょう。また、ご希望に沿った遺言書を遺したいなら、法律専門家に相談して作成の手助けや公証役場との話し合いを代理してもらった方がいいでしょう。

作成手数料は財産の総額と分配の仕方大きく違ってきます。

あくまで概算ですが、総額5千万円の財産を子ども1人に相続させるのであれば手数料は4万円。子ども2人に各2千万円、姪に1千万円を渡す場合、手数料は7万4千円になります。正確な手数料など、詳しくは公証役場にご相談ください。

病院や自宅に出張してもらう場合は、割増料金や経費が必要ですが、また、作成に当たっては関係者以外の証人2名の立会いが必要です。友人・知人でもいいのですが、遺言の内容を知られたくないのであれば日当を払って公証役場に用意してもらうこともできます。

相談はこちらまで

- 福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター
Tel 024 (533) 7770
* 受付時間 (平日 10時~15時)
* 東電に関する賠償請求と和解の申立てに関する専門ダイヤルです。
- 震災法テラスダイヤル
0120(078309)
* 受付時間 (平日 9時~21時、土曜日 9時~15時)
* 福島市・二本松市・双葉郡広野町に相談できる事務所があります。県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係
Tel 0243 (62) 0167